

函館市低所得世帯臨時特別給付金
 こども加算申請書（請求書）（令和6年度）

函館市長 様

申請日 令和 年 月 日

本申請書は、令和6年6月3日を基準日とした「函館市低所得世帯臨時特別給付金〔住民税非課税世帯〕」または「函館市低所得世帯臨時特別給付金〔住民税均等割のみ課税世帯〕」の支給決定を受けた方で、基準日以降に函館市以外の市区町村へ転出しその後に出産した児童や別世帯で扶養している児童などのこども加算を申請するためのものです（これらの児童は申請によって対象となる場合があります）。

また、こども加算は原則として上記いずれかの給付金の支給口座と同一口座へお振込みいたします。（給付金を代理受給された方は代理受給口座へお振込みいたします。）

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1 申請・請求者（世帯主）

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	明・大・昭・平・令	

2 こども加算の対象となる世帯員状況

No.	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	生年月日	対象年	1月1日時点の住所 異なる場合は、各年1月1日時点の住所を記載	各年の住民税均等割の課税状況
1				R6	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 所得割課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
				R5	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 所得割課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
2				R6	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 所得割課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
				R5	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 所得割課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
3				R6	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 所得割課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
				R5	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 所得割課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告

「1」「2」の内容に誤りがないか再度確認のうえ、下記署名欄への署名をお願いいたします。

私は、上記の18歳以下の世帯員に係るこども加算を受給します。



1世帯主の署名	
連絡先電話	()

※「世帯主の署名」は、記名押印に代えることができます。

--	--	--	--

【裏面も必ずお読みください。】

【誓約・同意事項】

- ※ 支給対象となるためには、以下の要件をすべて満たすことが必要です。
- 令和6年度における低所得世帯臨時特別給付金〔住民税非課税世帯10万円給付金〕および〔住民税均等割のみ課税世帯10万円給付金〕の支給対象となっています。
 - こども加算の支給要件の該当性等を審査等するため、函館市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公募等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
 - 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
 - この申請書は、函館市において支給決定をした後は、こども加算の請求書として取り扱います。
 - 函館市が上記給付金の不支給決定をした場合に、こども加算が支給されないことに同意します。
 - 函館市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年10月31日までに、函館市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、こども加算が支給されないことに同意します。
 - こども加算の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合やこども加算の支給要件に該当しないことが判明した場合には、こども加算を返還します。

【添付書類等】

- 基準日以降に函館市以外の市区町村へ転出しその後に出産した児童・令和6年10月に出生した児童世帯主の本人確認書類の写し（コピー）と出生の事実を証明する書類の写し（コピー）を添付してください。
 - 同一世帯員として住民基本台帳に記録されていない単身で寮に入っている18歳以下の児童など基準日において別世帯である扶養している児童を申請する場合は、世帯主の本人確認書類の写し（コピー）を添付するほか、下記「別居監護申立欄」に必要事項を記載してください。
- ※ その他、状況に応じて確認書類等の追加をお願いする場合があります。
-

別居監護申立欄

- 1 別居児童（表面2の世帯員のNo.を記入してください） _____
- 2 別居児童の住所 _____
- 3 別居児童と同居している保護者 _____（児童との関係：_____）
- 4 別居している期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで（予定）
- 5 別居している理由 申請者の仕事上の理由による単身赴任のため
 児童の進学、通学のため
 その他（具体的な理由：_____）
- 6 監護、生計の状況（児童との面会、生活費の支出や仕送等の状況について）

上記のとおり、申し立てます。

令和 年 月 日

申立者（申請者）

住 所 函館市 町 番 号

氏 名 _____

函館市長 様

○ 基準日後に出生した新生児・別居扶養親族の児童（別居監護）にかかる
 ことも加算の申請について

令和6年度のことも加算は、原則として令和6年6月3日を基準日とする低所得世帯臨時特別給付金（以下、「基礎給付」という。）の支給決定を受けた方（支給対象となった方を含む）が対象となりますので、基礎給付にかかる確認書または申請書が未提出等の理由で基礎給付の支給決定を受けていない方は、基準日時点の世帯状況等を判断するために、基礎給付の確認書または申請書およびその他判定に必要な書類を提出していただく必要があります。

詳しくはコールセンター（☎ 0120-355-522）へご連絡ください。

< 新生児にかかることも加算の申請方法 >

① 函館市へ出生届を提出した方（令和6年9月30日までの出生児童）

令和6年9月30日までに出生した児童がいる方には、「ことも加算確認書」を随時送付しますので、そちらをご確認ください。（→ 本申請書は使いません）

② 函館市以外の市区町村へ出生届を提出（転居等）した方・令和6年10月1日以降に出生した児童がいる方

本申請書に裏面に記載している必要書類を添付のうえ令和6年10月31日までに下記申請書送付先へ送付（消印有効）してください。

申請書送付先

〒040-8666 函館市東雲町4-13 函館市保健福祉部臨時特別給付金担当 宛

< 別居扶養親族の児童（別居監護）にかかることも加算の申請 >

・令和6年6月3日（基準日）において、住民票上別世帯である18歳以下の児童を扶養している場合は、表面の2年分の1月1日住所や税にかかる状況の記入のほか、別居監護（生計が同一）していることを裏面へ記入し、申し立てていただく必要があります。なお、裏面の「添付書類」のほか、対象児童の課税状況や監護状況を確認できる書類の提出が必要となる場合がありますので、まずはコールセンターへご連絡ください。

記入例（表）

別記第20号様式

函館市低所得世帯臨時特別給付金
 ことも加算申請書（請求書）（令和6年度）

函館市長 様

申請日 令和〇年〇月〇日

本申請書は、令和6年6月3日を基準日とした「函館市低所得世帯臨時特別給付金（住民税非課税世帯）」または「函館市低所得世帯臨時特別給付金（住民税均等割のみ課税世帯）」の支給決定を受けた方で、基準日以降に函館市以外の市区町村へ転出しその後出生した児童や別世帯で扶養している児童などのことも加算を申請するためのものです（これらの児童は申請によって対象となる場合があります）。

また、ことも加算は原則として上記いずれかの給付金の支給口座と同一口座へお振込みいたします。（給付金を代理受給された方は代理受給口座へお振込みいたします。）

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1 申請・請求者（世帯主）

(フリガナ)		生年月日	現住所
氏名	ハコダテ タロウ	昭和・大・昭・平・希	
	函館 太郎	〇〇年〇月〇日	函館市〇〇町〇〇番〇〇号

2 ことも加算の対象となる世帯員状況

No.	氏名	世帯員との続柄	生年月日	1月1日時点の住所		異なる場合は、各年1月1日時点の住所を記載	各年の住民税均等割のみ課税状況
				R6	R5		
1	ハコダテ サブロー		令和〇年〇月〇日	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所と同一 <input checked="" type="checkbox"/> 異なる	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	札幌市〇〇区 〇〇番〇〇号	<input type="checkbox"/> 所得者別課税 <input checked="" type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
2	函館 三男			<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 所得者別課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
3				<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 所得者別課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告

「1」「2」の内容に誤りがないか再度確認のうえ、下記署名欄への署名をお願いします。

私は、上記の18歳以下の世帯員に係ることも加算を受給します。

1世帯主の署名
 函館 太郎
 XXXX (XX) XXXX

※「世帯主の署名」は、署名押印に代えることができます。

【裏面も必ずお読みください。】

基準日後に出生した新生児 または 別居扶養親族となっている児童を記入してください。

基礎給付の支給対象となった世帯主が扶養（生計が同一）している必要があります。

R6の別居扶養親族の児童（別居監護）を申請する場合は、R6とR5の1月1日時点の住所地と課税状況を記入してください。基準日後に出生した新生児を申請する場合は記入不要です。

記入した内容を確認して、署名（基礎給付の対象となった世帯主の方）と連絡先電話番号を記入してください。

記入例 (裏)

記載内容をよく読んでください。

基礎給付が未申請（未提出）の方は、基準日時点の世帯状況を判断するために基礎給付の確認書・申請書等の必要書類も提出する必要があります。

令和6年6月3日（基準日）において別居扶養親族である児童（別居監護）を申請する場合は、こちらの別居監護申立欄へ記入してください。基準日後に出生した新生児を申請する場合は記入不要です。

【誓約・同意事項】

- ※ 支給対象となるためには、以下の要件をすべて満たすことが必要です。
- 令和6年度における低所得世帯臨時特別給付金〔住民税非課税世帯10万円給付金〕および〔住民税均等割のみ課税世帯10万円給付金〕の支給対象となっています。
- こども加算の支給要件の該当性を審査等するため、函館市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公募等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、函館市において支給決定をした後は、こども加算の請求書として取り扱います。
- 函館市が上記給付金の不支給決定をした場合に、こども加算が支給されないことに同意します。
- 函館市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年10月31日までに、函館市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、こども加算が支給されないことに同意します。
- こども加算の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合やこども加算の支給要件に該当しないことが判明した場合には、こども加算を返還します。

【添付書類等】

- 基準日以降に函館市以外の市区町村へ転出しその後出生した児童・令和6年10月に出生した児童世帯主の本人確認書類の写し（コピー）と出生の事実を証明する書類の写し（コピー）を添付してください。
- 同一世帯員として住民基本台帳に登録されていない単身で寮に入っている18歳以下の児童など基準日において別世帯である扶養している児童を申請する場合は、世帯主の本人確認書類の写し（コピー）を添付するほか、下記「別居監護申立欄」に必要事項を記載してください。
- ※ その他、状況に応じて確認書類等の追加をお願いする場合があります。

別居監護申立欄

- 1 別居児童（表面2の世帯員の№を記入してください） 1
- 2 別居児童の住所 札幌市〇〇区〇〇番〇〇号
- 3 別居児童と同居している保護者 なし（児童との関係：）
- 4 別居している期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで（予定）
- 5 別居している理由
 - 申請者の仕事上の理由による単身赴任のため
 - 児童の進学、通学のため
 - その他（具体的な理由：）
- 6 監護、生計の状況（児童との面会、生活費の支出や仕送等の状況について）

面会状況、生活費・仕送状況など、世帯主の方が児童を監護（生計同一）している状況をできるだけ詳しく記入してください。
※ 状況に応じて確認書類等をご提出いただく場合があります。

上記のとおり、申し立てます。

令和 〇年 〇月 〇日

申立者（申請者）
住 所 函館市 〇〇町 〇〇番 〇〇号
氏 名 函館 太郎

函館市長 様

新生児の申請では
記入不要です